



**薬剤アレルギーの注意喚起が増えました！  
薬剤アレルギーを正しく登録しましょう。**

電子カルテシステムでは、アレルギーの既往のある薬剤の投与を防ぐ目的で患者プロフィールに登録した薬剤を処方する際にアラートが表示される機能があります。今回、セフェム系、ペニシリン系、NSAIDsについては同系統の薬剤でもアレルギー表示を出すようにしました。

**薬剤アレルギーの登録方法**

患者プロフィールから、薬剤アレルギーの登録を行うページを開きます



処方時にアラートを表示させる登録方法は**2つ**です！

**1. 薬品名から登録**

「検索名称」に薬品名の一部を入力することで、リストから該当薬品を選択できます。

**2. 成分名から登録**

成分名として薬剤アレルギーの登録をしたい場合、アレルギー分類から該当成分を選択します。

※1と2どちらの登録方法でも、処方時には**同一成分の薬剤すべてにアラートが表示**されます。また、1の方法で登録した場合、ペニシリン系、セフェム系、NSAIDsに関しては同系統の薬剤でもアラートがかかります。ただし、2の方法で登録した場合は同系統の薬剤アラートはかかりませんので可能な限り薬剤名での登録をお願いします。

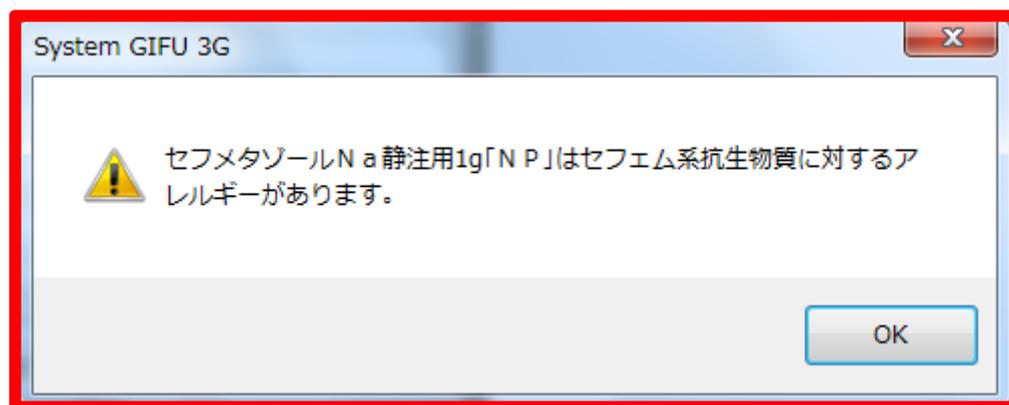


フリー入力にて薬剤アレルギーを記録することもできますが、この方法では、**処方時のアラートは表示されません。** ※症状の記入などにご活用ください。

## アラート画面

薬剤アレルギー登録をすると、下記アラート画面が表示されます。  
必ずご確認ください。

例) セフェム系薬剤のアレルギー登録がある患者にセフメタゾールを処方した場合



✓アラートが表示されても、該当薬剤を処方することは可能です。

- 薬剤アレルギーが発覚した時点で、速やかに電子カルテへの登録をお願いします。
- 可能な限り、薬剤名での登録をおねがいします。

不明な点につきましては、薬剤部・医薬品情報管理室(内線 7083)までご連絡下さい。

(文責：櫻井)